

令和3年1月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年1月25日（月）

議 事 録

会 議 名 令和3年1月 伊奈町農業委員会総会
招集月日 令和3年1月25日 (月)
開会時刻 午前10時00分
閉会時刻 午前10時20分
招集場所 伊奈町役場 第1会議室
応招委員 (農業委員)
加藤 泰三 齋藤 誠一 秋山 英章 高山 貢一
大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員 (農地利用最適化推進委員)
渡辺 久夫 大島 久雄 中村 仁

計 9 名

欠 席 委 員 (農業委員) なし
(農地利用最適化推進委員) なし
議事録署名 大塚 俊雄 加藤 泰三
事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年1月の農業委員会総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言期間中であることから、出席委員を減らしての総会となります。

本日は、農業委員6名の出席でございます。

推進委員3名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和3年1月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、大塚俊雄委員、加藤泰三委員を指名しますので、よろしく申し上げます。はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行いま

す。番号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号1番について議案書1ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇〇〇が賃貸借により申請地を借上げし、公共事業工事に伴い工事隣接住民の駐車場及び重機置場に利用し、工事後は農地に戻すといった案件になります。

「第1号議案番号1番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は、案内図になります。〇〇地区で〇〇〇〇〇〇〇の南、申請地と示したところになります。

資料3ページは理由書になります。事業計画者は町の公共事業である給水管布設替えの工事を受注し、工事対象道路の沿線の住民の駐車場を確保する必要があり、本申請地を駐車場と重機置場として選定したとのことです。なお、工事施工後には現状復旧し農地に戻す一時転用となります。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5は公図の写し。

資料6ページから8ページは資材置場の設置に係る資料、土地利用計画図、現況写真です。

資料9ページから12ページは資金調達計画書、見積書、土地賃貸借契約書、残高証明書です。

資料13ページは農地復旧後の作付け計画書。

資料14ページは隣地同意書です。

資料15ページから24ページは履歴事項全部証明書と定款。

資料25ページ、26ページは印鑑証明書。

資料27ページは農用地適合証明書。

資料28ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は〇〇〇から約100mに位置しており、農地の規模も約1.6haと10ha未満です。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。

法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の青木久真委員ですが、本日招集していないため、事務局より意見等の代読をお願いします。

事務局

青木委員の意見でございますが、1月21日に現地の方を確認していただきました。現地にて工事の現場監督と工事の概要の聞きとりを行っていただき、鉄板を引いて養生することと砂利などは入れないことを確認しました。申請地の東側は約4メートルくらいの幅員があり、通行についても十分である。特に問題とはないとのことでした。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

私も現地の方を確認しました。交通整理している関係者に工事内容について聞いてみました。道は狭いですが近所の人にも聞いたところ問題ないとのことでした。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、1番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。秋山局長よろしくをお願いします。

秋山事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・農業委員会視察（大針地区耕作条件事業見学）延期
- ・農地斡旋希望情報

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

2月25日木曜日、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(10:20閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年1月25日

会 長

署名委員

署名委員
